

令和 5 年度名古屋高速道路渋滞対策検討業務委託
業務実施条件書

第 1 条 概要

本業務は、現在の名古屋高速道路の渋滞箇所である高速本線合流部や高速出口について、対距離料金制移行後の渋滞状況の把握や要因を分析し、対策の立案を行うものである。また、更なるお客様サービスの向上を図るため、今後の渋滞対策に用いる新たな指標を策定するものである。

第 2 条 業務期間

本業務の業務期間は、契約締結の翌日から令和 6 年 6 月 28 日（金）までとする。

第 3 条 業務計画書

受注者は、契約図書及びその他協議結果に基づいて、業務実施方法、工程、業務成果等について記載した業務計画書を作成し、速やかに監督員へ提出しなければならない。

また、提出した業務計画書に変更が生じた場合は、監督員の指示に従い、変更業務計画書を作成し、速やかに監督員へ提出しなければならない。（ただし、軽微な変更の場合を除く。）

第 4 条 業務打合せ

業務着手時打合せ（1回）

中間打合せ（6回）

成果品納品時打合せ（1回）

なお、監督員が必要と認めた場合はこの限りではないが、その場合は受注者及び発注者の双方が協議の上、適切に設計変更を行うものとする。

第 5 条 業務内容

本業務の業務内容は以下のとおりである。

1. 対距離料金制以降前後の渋滞状況の把握

対距離料金制移行前後の渋滞状況について、既存データを用いて経年的な変化を把握する。

2. 高辻入口合流部付近の渋滞対策検討

高速 3 号大高線下り高辻入口合流部付近で発生している渋滞要因及び混雑要因の分析を行い、対策を検討する。主な渋滞検討内容は速度回復の誘導を想定しており、具体的な対策に向けた実験も含む。

（1）調査計画の立案・準備

高速 3 号大高線下り高辻入口合流部付近について、その渋滞要因（速度回復の遅れ）を分析するため、調査方法やスケジュールを示した調査計画を立案及び準備全般（対外調整等を含む）を行う。

(2) 交通実態調査の実施

(1)に基づき、要因分析（速度回復の遅れ）のための交通実態調査を実施する。調査としては、現状把握の調査と実験の2回を想定している。(3)の渋滞・混雑要因の分析が可能な調査とする。

(3) 渋滞・混雑要因の分析

要因（速度回復の遅れ）の分析については、道路構造等を踏まえて要因分析を行うこととする。なお、分析については過年度検討結果を踏まえて行うものとする。

(4) 他機関の事例収集

他機関で実施している速度回復の誘導に関する事例について、既往論文等から収集・整理を行う。

(5) 渋滞・混雑緩和策の検討

(3)、(4)の結果に基づき、緩和策の立案を行う。立案にあたっては、速度回復を誘導する対策を想定しており、以下に示す具体的な方法について検討する。

- ・実施時間帯
- ・設置位置
- ・設置間隔
- ・表示・点灯方法
- ・表示色 等

3. 錦橋出口の渋滞対策検討

高速都心環状線錦橋出口で発生している渋滞要因及び混雑要因の分析を行い、対策を検討する。検討にあたっては過年度検討結果を踏まえること。なお、6.で記載の「報告書（成果品）」も含む。

(1) 調査計画の立案・準備

高速都心環状線錦橋出口について、その渋滞要因を分析するため、調査方法やスケジュールを示した調査計画を立案及び準備全般（対外調整等を含む）を行う。

(2) 交通実態調査の実施

(1)に基づき、要因分析のための交通実態調査を実施する。調査方法はビデオ撮影及び公社内CCTVによる調査を基本とし、(3)の要因の分析が可能な調査とする。

【調査内容】

- ・交差点調査（交差点方向別交通量、渋滞長、信号現示）：3交差点
（西柳町、錦橋西、錦橋東の交差点を想定）
- ・公社内CCTV：1台
- ・調査時間：4時間／回
- ・調査回数：1回（夕を想定）

(3) 渋滞・混雑要因の分析

(2)で実施した調査結果及び、既存のデータを活用し、渋滞・混雑要因の分析を行い要因の特定を行う。要因の分析については、道路構造等を踏まえて要因分析を行うこととする。なお、分析については過年度検討結果を踏まえて行うものとする。

(4) 渋滞・混雑緩和策の検討

(3)にて検証した結果に基づき、短期的に実施可能な対策（ソフト対策）を立案する。

4. 渋滞対策箇所の効果検証

(1) 調査計画の立案・準備

対策の効果検証を行うため、過年度検討結果等を参考に調査方法やスケジュールを示した調査計画を立案及び準備全般（対外調整等を含む）を行う。

(2) 交通実態調査の実施

1) 黄金出口

(1)に基づき、信号現示変更後の効果検証のため、交通実態調査を実施する。

【調査内容】

- ・ビデオ設置箇所台数：8台
- ・調査時間：2時間／回（朝）、3時間／回（夕）
- ・調査回数：2回（朝・夕を想定）

2) 小牧北出口

(1)に基づき、効果検証のための交通実態調査を実施する。対策後の交通実態調査を実施する。

【調査内容】

- ・交差点等調査（交差点方向別交通量、渋滞長、信号現示）：4箇所
（村中、小牧インター、村中新町北の交差点、及び小牧北出口付近を想定）
- ・公社内 CCTV：2台
- ・調査時間：4時間／回
- ・調査回数：3回（朝を想定）

※うち、2回は村中新町北交差点オフセット効果が得られる調査とする。

(3) 対策効果の検証

(2)で実施した調査結果及び、既存のデータを活用し、効果検証を行う。また、さらに改善が必要な事項や改善策について検討する。なお、検証内容は過年度検討結果を踏まえて検証を行うものとする。

5. 今後の渋滞対策に用いる新たな指標の策定及び課題抽出

(1) 評価指標の策定

更なるお客様サービスの向上を図るため、今後の渋滞対策に用いる新たな指標を策定する。指標の策定にあたっては、名古屋高速道路ネットワークの一般街路を含む渋滞影響を評価することとする。

(2) 課題抽出

現在の名古屋高速道路ネットワーク内において、(1)で設けた新たな指標に基づき、今後、新たに渋滞が発生する可能性がある潜在的な渋滞リスク箇所の課題抽出を行う。

6. 交通マネジメント委員会等の資料作成

交通マネジメント委員会（以下、「委員会」という）は、名古屋高速道路の様々な交通課題に対処するため、広く学識経験者や行政からの参加を求め、新たな知見を取り入れながら、安全性・利便性・快適性などのお客様サービスの向上に向けた計画及び対策等について検討を行うものである。交通マネジメント委員会は渋滞対策部会（以下、「部会」という）、情報提供部会、安全対策部会、交通需要推計検討部会の4部会で構成されている。

渋滞対策部会は名古屋高速道路の渋滞緩和策について検討を行うものであり、渋滞対策作業部会（以下、「作業部会」という）は学識経験者と密に接し、詳細に意見を頂くことで渋滞対策部会を補完するものである。

(4) 内容

1) 委員会、部会、及び作業部会事務

委員会、部会及び作業部会（以下、「委員会等」という）の事務的業務として、管理技術者は各会に出席し、委員又は部会員の疑問点に対する回答の補完的業務を行う。

2) 委員会等資料作成

分析、検討結果等に基づき委員会等の資料について、パワーポイントを用いて以下の仕様で作成する。

- ・サイズ A4
- ・枚数 30～50 ページ/回

3) 議事録作成

議事録の作成を行う。なお、委員会及び部会については、議事のテープ起こしも行う。

4) 委員会報告書作成

交通マネジメント委員会報告書を、委員会及び各部会（部会、情報提供部会、安全対策部会、交通需要推計検討部会）資料等を基に取りまとめて製本用に作成する。

5) 印刷製本

4)で作成した資料を以下の仕様で印刷し製本する。なお、事前に資料の内容及び仕様について監督員の承諾を得る。

- ・サイズ A4
- ・印刷 両面
- ・製本 くるみ製本
- ・表紙 レザック 66（但し、色は監督員の指示による）
- ・枚数 200 枚/冊
- ・部数 50 部

(5) 規模及び数量

- ・委員会は1回/年、2時間を予定（交通マネジメント委員会）
- ・部会は1回/年、2時間を予定（渋滞対策部会）
- ・作業部会は2回/年、2時間を予定（渋滞対策作業部会）
- ・会場は名古屋市内を予定

第6条 報告書（成果品）

報告書については、以下のものとする。

- ・概要版 2部
- ・報告書 2部
- ・電子データ（データの入ったCD-ROM等） 1式
- ・本業務のために作成したデータ等 1式
- ・その他監督員が必要と認めたもの 1式

第7条 貸与品

貸与する資料等については、以下のものとする。

- ・名古屋高速道路の交通量データ、渋滞データ
- ・名古屋高速道路のCCTV映像
- ・名古屋高速道路のETCデータ及びETC2.0データ
- ・関係する既設橋梁の設計図等
- ・関係する過年度業務委託の成果品
- ・過年度の交通マネジメント委員会、渋滞対策部会の資料、報告書
- ・その他、交通状況・渋滞状況等の把握に必要と認められるデータ